

# 八戸市農業委員会 3月総会議事録

日時：平成 31 年 3 月 8 日（金）午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

## 出席した委員

農業委員数：15 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、  
7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝、  
11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫、  
17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：18 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、  
6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、9 番 三浦 勝浩、  
10 番 山田 貴光、13 番 橘 由正、15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、  
17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、  
21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

## 欠席した委員

農業委員：6 番 内沢 豊、13 番 松橋 剛志、16 番 阿達 福壽

農地利用最適化推進委員：11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、14 番 荒川 喜一郎

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司  
主幹 大里 知矢、主査 菅原 理恵、技師 深堀 成美、主事 田中 野

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。  
本日は、阿達委員、内沢委員、松橋委員、荒川推進委員、下館推進委員、齋藤推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

会議に先立ちまして、八戸市農業委員会憲章の唱和を行います。

次第の裏面をご覧ください。

唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。ご着席願います。

それでは、会長、よろしく願います。

会長

皆様、年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。一昨日、東京で開催されました、女性の農業委員会活動シンポジウムに出席してまいりましたが、そのときの農林水産省経営政策課長のあいさつで、地域における農業者等による協議の場の実質化の話があり、農地を残し、活かし、耕し続けるために、30年後を想定し、地域のことは地域で徹底した話し合いを行えるよう、農業委員、推進委員は積極的に活動し、農地利用の最適化に取り組んでいただきたいとお話がありました。農業委員会の活動がますます期待されていることと感じてまいりました。それでは本日の議事につきましても、慎重なご審議いただきますよう、よろしく願います。

それではただいまから、議事に入ります。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、8番 村上正憲委員、9番 西野茂雄委員、両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

坂下委員  
3条9番

坂下から報告いたします。去る2月27日、木村農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料1ページ番号9番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は知人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は2km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。法人としての農業経験は2年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。受人の労働力は男3人、女3人です。

農機具保有状況は、トラクター6台、田植機3台、乾燥機5台、コンバイン2台のほか、多数所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(質疑等)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3  
会長

次に、日程第3、議案第14号、平成30年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、寺沢委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、寺沢委員は退室願います。

(寺沢委員退室)

会長

それでは、まず、寺沢委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第14号、平成30年度第12号八戸市農用地利用

集積計画の決定についてをご説明いたします。資料3ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借28件、使用貸借12件の計40件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手21名、貸し手42名で、利用権設定面積は150,954㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積3番、4番

それではまず、寺沢委員が関係する事案を説明いたします。番号3番、番号4番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。公告年月日は、平成31年3月14日を予定しております。以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(質疑等)

会長

ご質疑等なしと認めます。  
委員の皆様にお伺いします。本事案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本事案は承認することに決しました。  
寺沢委員の入室をお願いいたします。

(寺沢委員入室)

会長

それでは、事務局から残りの事案について説明願います。

田中主事

引き続き、事務局の田中から説明いたします。資料3ページをご覧ください。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年8ヶ月間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間10,000円でございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。

利用集積5番

番号5番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、9年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間10,000円でございます。

次ページをお開き願います。

利用集積6番

番号6番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間

利用集積 7 番	<p>使用貸借するものでございます。</p> <p>番号 7 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間米 60kg でございます。</p>
利用集積 8 番 ～10 番	<p>番号 8 番から番号 10 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 8 番と 9 番は 7 年間、番号 10 番は 5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間米 60kg でございます。</p> <p>次ページをご覧ください。</p>
利用集積 11 番	<p>番号 11 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。</p>
利用集積 12 番	<p>番号 12 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 20,000 円でございます。</p>
利用集積 13 番	<p>番号 13 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 10,000 円でございます。</p>
利用集積 14 番	<p>番号 14 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 15 番	<p>番号 15 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、1 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間モミ 5 俵でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
利用集積 16 番 ～24 番	<p>番号 16 番から次ページの番号 24 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 16 番から番号 18 番は 5 年間使用貸借するものでございます。番号 19 番から番号 24 番は 5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 5,000 円でございます。</p>
利用集積 25 番	<p>番号 25 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 40,000 円でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
利用集積 26 番	<p>番号 26 番、利用権の種類及び内容は、大豆・麦を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 5,000 円でございます。</p>
利用集積 27 番 ～32 番	<p>番号 27 番から次ページの番号 32 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 27 番から番号 30 番は 5 年間賃貸借するものでございます。賃借料につきましては番号 27 番は水利費、番号 28 番から番号 30 番は 10 a 当り年間米 60kg でございます。</p> <p>次ページの番号 31 番、32 番は 5 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 33 番、 34 番	<p>番号 33 番、番号 34 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、番号 33 番は 2 年 9 ヶ月間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 75,000 円でございます。番号 34 番は 4 年 9 ヶ月間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 80,000 円でございます。</p>

番号 35 番から次ページの番号 40 番までは、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。

利用集積 35 番 番号 35 番、利用権の種類及び内容は、5 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 36 番、  
37 番、40 番 次ページをお開き願います。

番号 36 番、番号 37 番及び番号 40 番について、利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 36 番は総額年間 97,500 円、番号 37 番は総額年間 19,500 円、番号 40 番は総額年間 31,000 円でございます。

利用集積 38 番、  
39 番 番号 38 番、番号 39 番について、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、平成 31 年 3 月 14 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(質疑等)

会長 ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4  
会長 次に、日程第 4、議案第 15 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたしますが、本議案の中には、谷地委員に関する事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、谷地委員は退室願います。

(谷地委員退室)

会長 それでは、まず、谷地委員に関する事案について、事務局から説明願います。

田中主事 事務局の田中から、議案第 15 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてをご説明いたします。資料 11 ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借 3 件、使用貸借 3 件の計 6 件となっております。借り手の

人数につきましては3名で、利用権設定面積は21,396㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている、公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の農用地利用集積計画、番号35番から番号40番に関連する事案となります。

それでは、まず谷地委員が関係する事案の説明をいたします。

配分計画6番

資料12ページ、番号6番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間31,000円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、番号6番の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(質疑等)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本事案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

谷地委員の入室をお願いいたします。

(谷地委員入室)

会長

それでは、事務局から残りの事案について説明願います。

田中主事

引き続き、事務局の田中から説明いたします。資料11ページをご覧ください。

配分計画1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

配分計画2番～5番

番号2番から番号5番については、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号2番と

番号3番は10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号2番は総額年間97,500円、番号3番は総額年間19,500円でございます。番号4番、番号5番については、10年間使用貸借するものでございます。いずれの案件も、借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(質疑等)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5  
会長

次に、日程第5、議案第16号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

狛守委員  
5条4番

狛守から報告します。去る2月27日、木村委員と別館7階会議室Aにおいて、議案第16号の4番を調査して参りましたので報告します。資料13ページをお開き願います。この案件は渡人自らが経営している運送会社でトラック及びトレーラー等の増大により駐車場が足りなくなったため、申請地を駐車場として転用するものです。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人とも代理人が出席しました。両者の関係は同一人です。態様別は売買。転用目的は、大型車両の駐車場です。実施計画は、平成31年4月1日から平成31年4月10日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外です。被害防除措置として、砂利敷きをし、ネットフェンスを設置します。立地条件は、八戸工業大学から東側約350mに位置し、宅地・雑種地に囲まれています。また、受人が持分を所有する私道をとおり、国道に接続しています。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲に大きな木々があるため日当たりが悪く、水は

けの悪い地質であるため、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(質疑等)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、議案第17号、平成31年度農作業標準賃金の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

菅原主査

それでは、事務局菅原からご説明いたします。別冊となっております、議案第17号平成31年度農作業標準賃金の決定についての資料をご覧願います。平成31年度農作業標準賃金につきましては、2月総会の協議案件において、概要を御説明いたしまして、委員の皆様から2月28日まで意見を募集しておりましたが、意見はありませんでしたので、事務局の案を提出しております。また、2月総会でも説明しておりますが、標準賃金につきましては、農作業に係るパート雇用や農業機械を伴う受託や委託の料金の参考として毎年定めておりますが、あくまで参考として定めるものですので、実際に作業を依頼する場合は、ほ場の条件や作業範囲、消耗品の取扱いなどの諸条件について、事前に当事者どうしが十分に協議して決定してくださるようお願いしているものです。

それでは、標準賃金の案についてご説明いたします。

資料1ページの表は、左側から順番に、作業名、標準単位、賃金や料金を記載しております。1、農作業労働賃金は、農作業を依頼した際の一人8時間当たりの賃金を記載しているものです。この労働賃金のうち、※印1と表記しているところですが、青森県の最低賃金が1時間あたり762円となっておりますので、1日8時間労働とし、最低賃金を上回る額として6,100円としております。※印2と表記しております果樹剪定作業につきましては、昨年度と同じ8,700円としております。2、農作業受委託料金は、農作

業に係る機械代、運転手代、燃料代などを含めた農作業の受託や委託の料金を記載しております。この受委託料金については、資料3ページにありますとおり、平成25年度から料金が据え置かれておりましたが、最低賃金の上昇や今年10月からの消費税引き上げを考慮し、全体的に引き上げております。具体的には、※印3と表記しているものは、昨年度の消費税8%を含んだ料金から消費税10%を含んだ料金に再計算し、100円未満を四捨五入した料金を記載しております。※印2と表記しているものは、同様の計算をしましたが昨年度と同額になったため、据え置きとしたものです。なお、これらの※印は、公開する際には記載しないことを申し添えます。資料の2ページ以降は参考資料として2月総会と同じ資料を添付しております。2ページは、過去10年間の青森県最低賃金の推移と軽油とレギュラーガソリンの店頭現金価格の推移となっております。資料3ページは、当市の過去10年間の農作業標準賃金の推移となっております。資料4ページ、5ページは、青森市や弘前市など、県内の主な市とおいらせ町の平成29年度と30年度の比較表となっております。資料6ページ、7ページは、三八管内の町村の平成29年度と30年度の比較表となっておりますので、参考としていただければと思います。以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(質疑等)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認されました。

日程第7  
会長

次に、日程第7、報告第11号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

深堀技師

事務局の深堀から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の2月分でございます。総会資料の15ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料15ページ番号14番から資料16ページ番号17番までの計4件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(質疑等)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第8  
会長

次に、日程第8、報告第12号、競(公)売買受適格者の証明願(転用届出)については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の競売農地買受適格証明願の2月分でございます。資料17ページをご覧ください。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号1番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。

申請内容、書類ともに適正であり、競売買受適格証明書を交付しております。

以上、報告を終わります。

日程第9、10  
会長

次に、日程第9、報告第13号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第14号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の2月分でございます。まず4条からご報告申し上げます。資料の19ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条3番

番号3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

4条4番

番号4番、転用目的は通路でございます。

4条5番

番号5番、転用目的は共同住宅2棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

4条6番

番号6番、転用目的は貸家5棟建築でございます。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。21ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条12番

番号12番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条13番

番号13番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条14番 番号14番、転用目的は宅地分譲でございます。  
次ページをお開き願います。

5条15番 番号15番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条16番 番号16番、転用目的は通路でございます。

5条17番 番号17番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。  
次ページをご覧ください。

5条18番 番号18番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

5条19番 番号19番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条20番 番号20番、転用目的は駐車場でございます。  
次ページをお開き願います。

5条21番、22番 番号21番、22番、転用目的は住宅1棟建築でございます。  
いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。  
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。  
  
(質疑等)

会長 ご質疑なしと認めます。

日程第11  
会長 次に、日程第11、報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知  
についてを議題といたします。  
事務局から報告願います。

深堀技師 事務局の深堀から、ご報告いたします。資料の25ページをお開き願います。  
届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおり  
でございます。  
番号3番につきましては、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、  
補償等は無しとなっております。通知年月日は、平成31年3月13日を予  
定しております。

会長 ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。  
  
(質疑等)

会長 ご質疑なしと認めます。  
以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時10分)

